

## 函館市難病対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条第1項の規定に基づき、難病の患者への支援体制の整備を図ることを目的として設置する函館市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議内容)

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野の関係団体の推薦により、市長が指定する。

- (1) 保健・医療関係団体
- (2) 教育関係団体
- (3) 雇用関係団体
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 難病の患者・家族の会
- (6) その他協議に必要と認められる者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。なお、任期途中で委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、委員の互選により選出された会長および副会長各1人を置く。

(会長および副会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総括するものとする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは欠けたときは、その職務を代理するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席

を求め、その意見等を聴くことができるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行うものとする。

2 協議会の会議において議決する事項があった場合は、委員定数の半数以上の出席を必要とし、議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、保健福祉部保健所保健予防課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置および運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日に市長が任命した委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される協議会は、市長が招集する。